

監査報告書

平成29年5月19日

社会福祉法人 光照園
理事長 鈴木 文子 殿

監事 岡本規靖 

監事 志瀬佐千世 

私たち監事は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

財 産 目 録

平成29年 3月31日現在

1頁

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
普通預金	巣鴨信用金庫王子支店他	-	運転資金として	-	-	277,946,663
定期預金	東京厚生信用組合浅草支店他	-	運転資金として	-	-	17,085,483
			小計			295,032,146
事業未収金		-	3月分介護報酬等	-	-	145,935,145
未収金		-	3月分職員食事代等	-	-	534,502
未収補助金		-	負担軽減補助金	-	-	656,698
貯蔵品		-	商品券等	-	-	247,859
立替金		-	利用者立替金等	-	-	247,843
前払費用		-	しぜつの損害補償保険料等	-	-	2,680,787
徴収不能引当金		-	利用者債権に係る徴収不能引当金	-	-	△ 212,044
			流動資産合計			445,122,936
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(王子光照苑) 北区王子3丁目18番1他	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	-	-	1,823,030,000
	(江戸川光照苑) 江戸川区北小岩5丁目270番2他	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	-	-	883,700,000
			小計			2,706,730,000
建物	(王子光照苑) 北区王子3丁目18番地1.4.5.6	1989年度	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している			
	北区王子3丁目17番地5.7	-	第2種社会福祉事業である、高齢 者在宅サービスセンター等に使用 している。	916,920,336	691,207,135	225,713,201
	(江戸川光照苑) 江戸川区北小岩5丁目271番地1 270番地3,270番地2,271番地2先	1996年度	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している			
	江戸川区北小岩5丁目272番地2 272番地2先	-	第2種社会福祉事業である、高齢 者在宅サービスセンター等に使用 している。	1,216,079,847	731,046,210	485,033,637
			小計			710,746,838
			基本財産合計			3,417,476,838
(2) その他の固定資産						
構築物	屋上緑化設備他 8件	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	43,748,625	41,704,906	2,043,719
機械及び装置	温冷配膳車	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	3,235,075	53,916	3,181,159
車輛運搬具	ダイハツハイゼットカーゴ他 8件	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	19,515,197	12,520,932	6,994,265
器具及び備品	特殊浴槽他 302件	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	116,430,826	90,583,609	25,847,217
有形リース資産	デイワゴン車他 9件	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	49,201,710	39,054,647	10,147,063
権利	電話加入権	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	-	-	26,000
ソフトウェア	地域包括システム他 3件	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	1,365,432	1,088,247	277,185
無形リース資産	介護給付ソフト他 2件	-	第1種社会福祉事業である、特別 養護老人ホーム等に使用している	8,293,950	8,293,950	0
投資有価証券		-	東京公募債・SMBC日興証券	-	-	50,000,000
退職給付引当資産		-	従事者共済会掛金累計額	-	-	60,028,230
運転資金積立資産	定期預金 巣鴨信用金庫 王子支店	-	新規事業の開始や既存施設の運転 資金に不足が生じた場合に積み立 てている預金	-	-	10,380,000

財 産 目 録

平成29年 3月31日現在

2頁

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
施設整備積立資産	普通預金 楽鴨信用金庫 王子支店他	—	将来発生が見込まれる建物・設備 及び機械器具等備品の整備・修繕 等のために積み立てている預金	—	—	308,000,000
江戸川光照苑職員等支援積立資産	普通預金 朝日信用金庫 小岩支店	—	職員の資質の向上に役立てる費用 に充てるために積み立てている預 金	—	—	4,500,000
差入保証金	—	—	分室保証金	—	—	115,000
長期前払費用	—	—	火災保険料	—	—	1,749,923
その他の固定資産	—	—	出資金	—	—	1,400,000
その他の固定資産合計						484,689,761
固定資産合計						3,902,166,599
資産合計						4,347,289,535
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分調理・給食業務委託料他	—	—	—	—	24,349,200
1年以内返済予定設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	—	—	—	—	4,834,000
1年以内返済予定リース債務	トヨタファイナンスリース他	—	—	—	—	3,374,381
1年以内支払予定長期未払金	リース解約違約金他	—	—	—	—	408,081
未払費用	3月分社会保険料他	—	—	—	—	11,565,873
職員預り金	3月分社会保険料他	—	—	—	—	188,235
賞与引当金	賞与引当金	—	—	—	—	38,781,017
流動負債合計						83,500,787
2 固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構	—	—	—	—	59,912,000
リース債務	トヨタファイナンスリース他	—	—	—	—	6,906,709
退職給付引当金	退職給付引当金	—	—	—	—	60,028,230
長期未払金	リース解約違約金	—	—	—	—	79,566
固定負債合計						126,926,505
負債合計						210,427,292
差引純資産						4,136,862,243

計算書類に対する注記（法人全体用）

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

当法人は、償却原価法（定額法）によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(3) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

(4) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(5) 退職給付引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構（以下、「福祉医療機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「勤労者退職金共済機構」という。）の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(6) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付

を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(7) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。更に、当該職員のうち、平成18年3月31日以前から在籍する者については福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入し、平成18年4月1日以降採用した者については勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職共済法に基づく退職金共済制度に加入している。

(注) 就業規則第3条に規定する職員

4 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(4)に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)～(3)に記す計算書類を作成するものである。

(1) 法人単位の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(3) 拠点区分の計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(4) 当法人が実施する社会福祉事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 法人本部拠点区分

理事会及び評議員会の運営並びに監事の業務活動による経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部拠点区分を設けている。

イ. 王子光照苑拠点区分

社会福祉法(昭和26年法律第45号、以下「社会福祉法」という。)第2条第2項第3号に規定する特別養護老人ホーム王子光照苑を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

(1) 指定介護老人福祉施設 王子光照苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム

(2) 老人短期入所事業 王子光照苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人短期入所事業〔介護保険法(平成 9 年法律第 123 号、以下「介護保険法」という。)第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護事業〕及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防サービス

(3) 老人デイサービスセンター 王子光照苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業(介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業(第 1 号通所事業)

(4) 認知症対応型通所介護事業 王子光照苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業(介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防サービス

(5) 訪問介護事業 王子光照苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人居宅介護等事業(介護保険法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護事業)及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する介護予防事業(第 1 号訪問事業)

(6) 障害福祉サービス事業 王子光照苑サービス区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号の 2 (第 2 種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号、以下「障害者総合支援法」という。)]第 5 条第 2 項に規定する居宅介護

(7) 居宅介護支援 王子光照苑サービス区分

介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援(公益事業)

(8) 地域包括支援センター 王子光照苑サービス区分

北区から受託している介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター(公益事業)

(9) 介護予防支援事業王子光照苑サービス区分

介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業(公益事業)

- (10) 北区豊島地域包括支援センターサービス区分
北区から受託している介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター(公益事業)
- (11) 豊島地域包括支援センター介護予防支援事業サービス区分
介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業 (公益事業)

ウ. 江戸川光照苑拠点区分

社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する特別養護老人ホーム江戸川光照苑を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

- (1) 指定介護老人福祉施設 江戸川光照苑サービス区分
社会福祉法第 2 条第 2 項第 3 号(第 1 種社会福祉事業)に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 老人短期入所事業 江戸川光照苑サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人短期入所事業 (介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護事業) 及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防サービス
- (3) 老人デイサービスセンター 江戸川光照苑サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業 (介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業) 及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業 (第 1 号通所事業)
- (4) 認知症対応型通所介護事業 江戸川光照苑サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業 (介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護事業) 及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防サービス
- (5) 居宅介護支援 江戸川光照苑サービス区分
介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援 (公益事業)
- (6) 熟年ふれあいセンター事業 江戸川光照苑サービス区分
江戸川区から受託している江戸川区立熟年ふれあいセンター条例に基づく熟年ふれあいセンター事業 (公益事業)
- (7) 地域包括支援センター 江戸川光照苑サービス区分
江戸川区から受託している介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター(公益事業)

- (8) 介護予防支援事業江戸川光照苑サービス区分
介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業（公益事業）
- (9) 配食サービス事業 江戸川光照苑サービス区分
江戸川区から受託している東京都江戸川区配食サービス事業実施要綱に基づき配食サービス事業（公益事業）

エ. 北区堀船高齢者在宅サービスセンター拠点区分

社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号に規定する老人デイサービスセンター 堀船を中心に以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

- (1) 老人デイサービスセンター 堀船サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 7 項に規定する通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する介護予防事業（第 1 号通所事業）
- (2) 認知症対応型通所介護事業 堀船サービス区分
社会福祉法第 2 条第 3 項第 4 号(第 2 種社会福祉事業)に規定する老人デイサービス事業（介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護事業）及びこれと一体的に行われている介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防サービス

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	2,706,730,000	0	0	2,706,730,000
建物	746,379,827	7,261,067	42,894,056	710,746,838
合計	3,453,109,827	7,261,067	42,894,056	3,417,476,838

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

① 建物	[江戸川光照苑拠点区分] ユニバーサルリフトの除却に伴う取崩額	1 円
② 構築物	該当する事項はない。	
③ 機械及び装置	該当する事項はない。	
④ 車輛運搬具	[王子光照苑拠点区分] ハイエースの除却に伴う取崩額	1 円
⑤ 器具及び備品	[王子光照苑拠点区分] 清掃車他の廃棄に伴う取崩額	14 円
	[江戸川光照苑拠点区分] リフレシャー他の除却に伴う取崩額	7 円

7 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	2,706,730,000 円
建物（基本財産）	710,746,838 円
計	3,417,476,838 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	64,746,000 円
計	64,746,000 円

8 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	2,133,000,183	1,422,253,345	710,746,838
構築物	43,748,625	41,704,906	2,043,719
機械及び装置	3,235,075	53,916	3,181,159
車輛運搬具	19,515,197	12,520,932	6,994,265
器具及び備品	116,430,826	90,583,609	25,847,217
有形リース資産	49,201,710	39,054,647	10,147,063
合計	2,365,131,616	1,606,171,355	758,960,261

9 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	145,935,145	212,044	145,723,101
未収金	534,502	0	534,502
合計	146,469,647	212,044	146,257,603

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

当法人が保有する満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
公社債 東京都公募公債 (東京グローバル都債) 第1回(3年)	50,000,000	50,025,000	25,000
合計	50,000,000	50,025,000	25,000

(注) 債券の期末時価については、取引金融機関から提示された価格によっている。

11 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

1.2 重要な偶発債務

該当する事項はない。

1.3 重要な後発事象

該当する事項はない。

1.4 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	1,237,047	508,670
長期前払費用からの振替額	1,443,740	638,948
貸借対照表計上額	2,680,787	1,147,618

(2) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

デイワゴン車 3 件 (車両運搬具)、コピー機他 3 件 (器具及び備品) である。

(イ) 無形リース資産の内容

介護請求システム (ソフトウェア) である。

(ウ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針 (2) 固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

(3) 積立金の積立及び取崩しに係る方針

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。
なお、積立金に対しては積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 施設整備積立金

将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は理事会の承認により取り崩すものである。

王子光照苑において、事務室改修工事に充てるために、理事会承認のもと、10,000,000 円の取崩しを行っている。

② 運転資金積立金

法人設立時の運転資金寄付として基本金に計上したもののうち、未使用額を都の指導により積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、法人が新規に事業を開始する場合や、既存施設の運転資金に不足が生じた場合に理事会の承認により取り崩すものである。

③ 江戸川光照苑職員等支援積立金

職員の資質の向上に役立つ費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は理事会の承認により取り崩すものである。

今年度において、職員の資質向上の経費に充てるために理事会承認のもと、500,000 円の取崩しを行っている。